

平成23年5月31まで!!

住宅用火災警報器の設置はお済みですか

環境防災課 ☎ 84-0314

消防法の改正により、住宅火災による死者の低減を図るため、平成18年6月1日から、新築住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。
また、既存住宅についても平成23年5月31日までに住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

火災警報器とは 種類とその仕組み

現在市販されている火災警報器は、大きく分けると「煙」に反応するタイプ（煙式）と「熱」に反応するタイプ（熱式）の2種類があります。寝室等に設置する場合は煙式、台所のコンロ付近に設置する場合は熱式がよいでしょう。

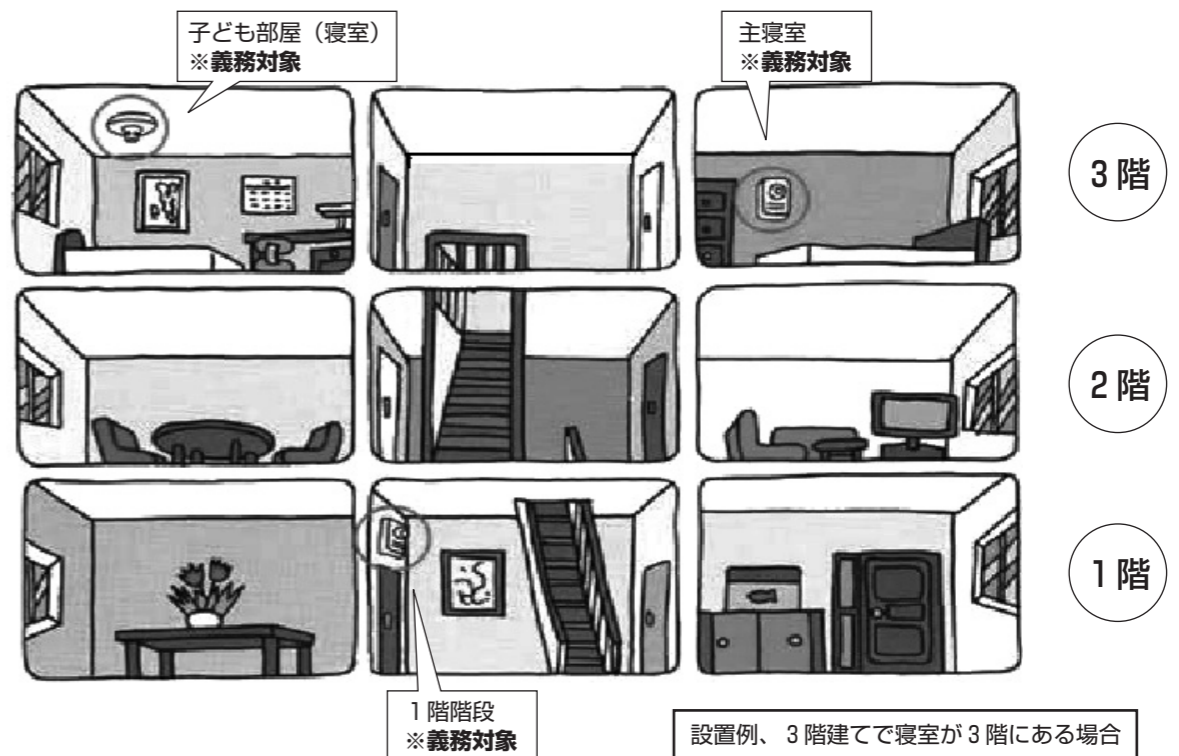
購入できる場所

火災警報器は、消火器などとともにホームセンターなどでも取り扱っています。
なお、火災警報器の品質を保証するものに、日本消防検定協会の鑑定があります。火災警報器購入の目安として次のようなNSマークが付いているものを選びましょう。



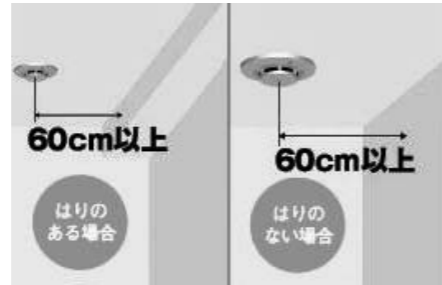
住宅用火災警報器を設置する場所

- ① 寝室として使用している部屋
- ② 寝室が2階にある場合、2階の階段（寝室が1階の場合は2階の階段には義務なし。）
- ③ 寝室が3階にある場合、1階にある階段
- ④ 3階建ての住宅で寝室が1階にある場合、3階の階段
- ⑤ 1つの階に、寝室がなく7㎡（4畳半）以上の居室が5以上ある場合、廊下に設置（この階に廊下がない場合は上階の階段）

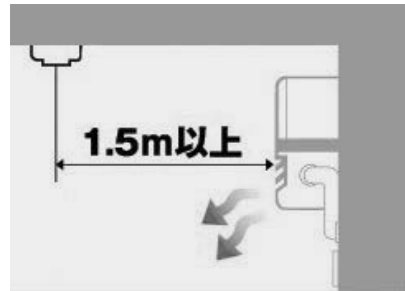


取り付けの注意点

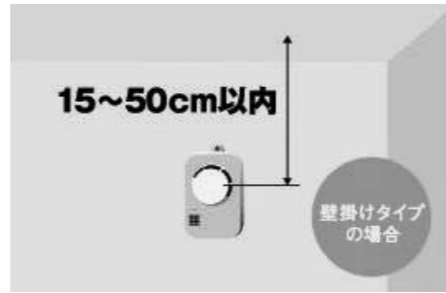
天井に取り付ける場合には、火災警報器の中心（感知部）を壁から60cm以上離して取り付けます。天井にはりがある場合には、火災警報器の中心から60cm以上離します。



エアコンや換気扇の吹き出し口付近では1・5m以上離しましょう。



壁に取り付ける場合には天井から15～50cm以内に火災警報器の中心（感知部）がくるようにします。



お手入れの方法

●乾電池タイプは交換を忘れないようにしましょう。

乾電池タイプの火災警報器は、電池の交換が必要です。定期的な作動点検のときに早めの交換をおすすめします。また電池が切れそうになったら、音やランプで交換時期を知らせてくれます。

●おおむね10年をめぐりに機器の交換が必要です。

火災警報器の交換は、機器に交換時期を明記したシールが貼ってあるか「ピー」という音などで交換時期を知らせます。そのめどがおおむね10年です。
詳しくは購入時の取扱説明書を確認してください。



●定期的に作動するか点検しましょう

定期的（1箇月に1度が目安です。）に、火災警報器が鳴るかどうか、テストしてみましょう。また、長期に家を留守にしたときにも、火災警報器が正常に動くかテストしましょう。

点検方法は、本体の紐を引くものや、ボタンを押して点

検できるもの等、機種によって異なりますので、購入時に点検方法を確認しておきましょう。

詐欺に注意!

悪質業者の中には消防署といたった公共機関の人間を装って家を訪れ、販売する者もいます。公共機関の人間が一般住宅を訪問し、火災警報器を販売することはありません。また、特定の業者に販売を委託することはありませんのでご注意ください。

火災警報器の設置費助成は5月末までです

開成町福祉課では要援護世帯の経済的な負担を軽減するため、住宅用火災警報器を設置する要援護者に対し、補助金を交付します。

対象は開成町在住で次のいずれかに該当する世帯
①65歳以上の高齢者のみの世帯
②ひとり親家庭で就学前児童を養育している世帯

場合によっては、無条件で解約できることもあります。おかしいなと思ったら、かながわ中央消費生活センター（☎045-311-0999）にご相談ください。

環境防災課 ☎ 84-0314

申し込みは福祉課にある申請書に領収証を添え、5月31日（火）までに提出してください。

福祉課 ☎ 84-0316